

福祉サービス第三者評価 評価結果

【保育所】

あっぷるキッズ青葉台

横浜市青葉区榎が丘 7-10

運営主体：社会福祉法人 東京愛成会

● 第三者評価結果報告書 <別紙 1>	1~3 ページ
● 第三者評価結果	
<別紙 2-1> 共通評価	4~12 ページ
<別紙 2-2> 内容評価	13~17 ページ
● 利用者(園児)家族アンケート結果	18~25 ページ

公表日：2025 年 3 月

実施機関：特定非営利活動法人市民セクターよこはま

第三者評価結果報告書

①第三者評価機関名

特定非営利活動法人 市民セクターよこはま

②施設・事業所情報

名称：あっぷるキッズ青葉台	種別：認可保育所
代表者氏名：谷森 美香子	定員（利用人数）：50名（50名）
所在地：〒227-0063 横浜市青葉区榎が丘7-10	
TEL：045-507-1417	
ホームページ： https://www.sh-aiseikai.jp	

【施設・事業所の概要】

開設年月日	2017年4月1日		
経営法人・設置主体（法人名等）	社会福祉法人 東京愛成会		
職員数	常勤職員：9名	非常勤職員：	5名
専門職員	保育士12名	栄養士（外部委託）	1名
	調理師3名		
施設・設備の概要	(居室数) 保育室3室、調理室1室、食堂1室、事務室1室、職員休憩室、ホール、予備室	(設備等) 園舎は3階建て バリアフリーでエレベーターがあります。各保育室には床暖房が入っています。1歳児クラスの前には小さな園庭（砂場）があり、屋上には園庭があります。	

「あっぷるキッズ青葉台」は、東急田園都市線・青葉台駅から徒歩15分程の場所にあります。園周辺は閑静な住宅地で、幼稚園や保育園のほか、しらとり公園やつつじが丘公園など、子どもたちが元気いっぱい遊べる公園もあります。また、園から程近い主要道路の沿線には、古くからある商店と新しい飲食店や雑貨店、スポーツジムなどの店舗が立ち並び、子どもたちはおさんぼの際に、店舗の装飾やディスプレイを眺めたり、行き交う人たちとあいさつを交わしたりしています。

「あっぷるキッズ青葉台」は、社会福祉法人愛成会が運営する保育園として、平成29年4月1日に設立されました。定員は50名で、開園時間は平日（月～金）が7:00～20:00、土曜日が7:00～18:00となっています。新たな保育・幼児教育の手法として、法人及び園で「ハイスコープ・カリキュラム」を導入し、子どもの主体性を高め、個性を伸ばす保育を実践しています。また、園庭開放や交流保育、育児相談などの地域子育て支援事業にも力を入れています。

③理念・基本方針

「愛・行動・感謝」の理念のもと、子どもの最善の利益と人権を守り福祉を積極的に推進します

保育目標 集団生活の中で、自分らしさを十分に発揮して過ごす
自分自身で計画をし、行動出来るようになる
活動の中で様々な経験をし、心身ともに健やかになる

④施設・事業所の特徴的な取組

- ・ハイスコープカリキュラムの理解を深め、知識の幅を広げていく。
毎月園内研修で各自ハイスコープについての課題を出して、話し合う。結果を翌月振り返り、共有する。
- ・国際的視野が持てるように、国旗、食べ物、文化、言葉など、日本との違いに触れ、興味を持てるようにする。
保育の中で年齢に応じて、世界に目を向けられるような活動を取り入れていく。世界の中で人種は様々であること、多様性を伝えていく。
- ・子ども一人一人に寄り添い、興味、関心を知る。探求心が育まれるような環境作りをしていく。月に1回程度、自ら行きたい園・年齢を選んで姉妹園見学も行う。学んだことは園内研修で発表して情報共有をする。園全体で環境設定を話し合う。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	2024年8月29日(契約日)～2025年3月14日(評価結果確定日)
受審回数(前回の受審時期)	1回(2019年度)

⑥総評

◆特長や今後期待される点

【特長】

●子ども一人ひとりの個性を尊重し、自立心や多様性を育む保育を行っています

法人及び園では、ハイスコープ・カリキュラム等の取組を通じて子どもの主体性を高め、各々の自立心や柔軟な発想力、行動力などを育む様々な関わりを行っています。

一日の活動の流れをイラストや写真で順番に示し、時間・順序の理解や、先の見通しが明確になるようにするとともに、活動の前後は年齢に関係なく、自分の思いや感想をことばで表現したり、動作で示す時間を設けるなどして、自ら考え行動することや、複数の選択肢から選ぶこと等、子どもの主体性を高める関わりを行っています。調査時にも、2歳児が自分のことばであそびやおもちゃを選び、行動する姿が見られています。

また、あそびの場面でも、豊富な種類のおもちゃとともに、色画用紙や絵の具、クレヨン等を多数準備するほか、段ボールや梱包材、空容器などの廃材をストックして随時提供し、子どもが思い思いの発想で創作や表現活動に取り組み、のびのびと自由に遊べる環境を用意しています。そのほか、2024年度からは動画による英会話教材を採用し、毎日英語と触れ合う機会も設けています。

ことばや集中力・計画性などの習得を通じて、子ども自身の主体性や可能性を育む幼児教育と保育の実践に取り組んでいます。

●子ども同士の交流機会を積極的に設け、社会性や協調性を育む保育に努めています

園では、1歳児から5歳児を対象に受け入れを行い、1歳児・2歳児はそれぞれのクラスを設け、3・4・5歳は同じクラス編成として、日常的に縦割り保育を行っています。体格やことばなど、成長・発達の状態が様々な異年齢児が交流する中、子ども同士のトラブルが起こった際も、保育士は子ども一人ひとりの声に耳を傾け、気持ちを代弁するなどして各々の思いを理解し、寄り添う保育に努めています。子どもたちは、個々の年齢や立場、役割などの違いによる様々な経験を通じて、お互いの存在を認め合い、子ども同士の関係性を築くなど、社会性や協調性の獲得に繋がっています。また、障がい児等の受け入れも積極的に推進し、専任の担当職員を配置してきめ細かな対応を行うとともに、同じ空間で分け隔てなく過ごせるようにしています。そのほか、全園児が参加するおたんじょう会を定期的に開催し、紹介や質問を交えて園全体でお祝いし、お互いの成長を感じられるようにしています。たんじょう会では、保育士が手作りしたパネルシアターも併催し、全員が一緒に楽しい時間を共有する機会を設ける等、園全体で親睦を深め、一体感を得られるよう配慮しています。

【今後に期待される点】

●法人及び園の目指す姿の実現に向け、中長期的展望を明確化することが望まれます

法人及び園では、基本理念とともに「大切にしたい法人の考え」として、「ビジョン」「バリュー」「ミッション」「ポリシー」の4つのキーワードを掲げ、子どもだけでなく職員においても、国際的な視野や変化対応力を持つこと、自らの意思で選択し、社会で生き抜くための資質・能力を持つこと等を明示し、各々の行動化を呼びかけています。また、法人の理念や方針の実現に向け、国際バカロニア（IB）教育やハイスコープ・カリキュラムなど新たな保育・幼児教育の手法を採用し、様々な取り組みを行っています。しかし、これらの実現に向けた道筋となる中長期計画は、法人・園ともに未策定となっています。

人材の確保・育成や職員の教育・研修体制、施設整備など、組織体制のさらなる充実化とともに、新たな保育手法を確立し、よりよい保育の実践に繋げるためにも、中長期計画とそれに連動した年度事業計画を策定し、段階的に事業運営を推進することが望まれます。

●よりよい保育の実践に向け、職員間のさらなる認識共有と意識向上を図る取組が期待されます

法人・園では、組織全体で共通の「職員ハンドブック」を用い、保育者としての心構えや日々の姿勢、個々の権利擁護など子ども一人ひとりを尊重し、個性を伸ばす保育実践のための意識醸成に努めるほか、資質向上マニュアルにも「求められる専門性」や「保育の質向上に向けた組織的な取り組み」として、保育内容を常に振り返り改善を図ること、職位・職務内容に応じた知識・技術の習得に努めること等を明記し、読み合わせ等を通じて各々の意識付けを促しています。また、職員の教育研修体制として、新卒者向けのメンター制度や、階層・職種別研修等のほか、園ごとにOJTを実施して、実務習得と専門性向上にも注力しています。

一方、社会構造の変化等を踏まえ、中途採用など一定の知識・経験を有する職員の割合が増加し、各々の保育観や考え方の違いなどから、保育士によっては子どもとの関わり方に一部相違が生じています。現在、園でも中途採用者の育成・指導のあり方を課題と捉えています。今後、子ども一人ひとりを尊重した保育のあり方について、職員間の共通認識と意識向上を図り、よりよい保育を実践するための新たな職員教育の体制を整備し、充実化を図る取組が期待されます。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

令和6年度の第三者評価受審が終了いたしました。受審するにあたり第三者評価職員の方からの説明、保護者アンケート、職員アンケート、評価調査員の方々の実地調査等、皆様には、沢山のご協力をいただきありがとうございます。

法人、園で取り組んでいるハイスコープカリキュラム、子どもの主体性を育む保育など評価して頂きました。今後も引き続き、子どもの発達に合わせた興味関心が引き出せる保育、子どもたちが主体的に取り組める保育を心掛けていきたいと思っております。また、中期長期計画を作り、年度の事業計画との連動を可視化します。

アンケートの結果では、保護者の皆様から様々な貴重なご意見をいただきありがとうございます。保護者の方からの感謝の気持ちに職員は励まされながら、ご意見を参考にし、保育環境・職員の育成など、職員とともに改善点を共有し、取り組んでいきたいと思っております。

子どもたちにとって楽しい保育園となるよう、保護者の皆様にとって安心して預けられる保育園となるよう目指していきたいと思っております。

あつぷるキッズ青葉台職員一同

⑧第三者評価結果

別紙2のとおり

<別紙2-1（共通評価 保育所版）>

(2021. 4)

判断基準 a・b・cは、評価項目に対する「到達の状況」を示します。

- a：現状維持の努力が必要とされる水準
- b：「a」に向けた取組みの余地・伸びしろがある状態
- c：「b」以上の取組みとなることを期待する状態

第三者評価結果

事業所名：あつがるキッズ青葉台

共通評価基準（45項目）

I 福祉サービスの基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者評価結果
【1】 I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
<コメント>	
<p>法人の基本理念とともに、園の保育方針と保育目標を明示して事業計画や重要事項説明書、全体的な計画等に掲載し、園入口にも掲示して周知しています。職員には、入職の前後や新任研修等で説明し、年度当初の職員会議や保育士自己評価、目標管理面接等を通じて各々の認識の状況を確認するほか、保護者に対しても入園説明会や保護者会等で説明し、保護者アンケートにも設問を盛り込むなど周知に努めています。一方、ホームページへの掲載は基本理念のみとなっています。今後さらなる周知とともに、保護者との認識共有化に向けた取組みが期待されます。</p>	

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等適切に対応している。	第三者評価結果
【2】 I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
<コメント>	
<p>母体となる別法人で社会的養護や高齢施設など総合的な社会福祉事業を展開するほか、当該法人でも複数の保育園を運営し、組織全体で保育・福祉に関する情報を収集・分析し共有化を図っています。園では、行政通知や保育関係団体等からの情報に加え、横浜市や青葉区の地域福祉保健計画の内容を確認し情報収集を行うとともに、区の園長会や幼保小連携事業等への参加を通じて、地域の実情や福祉ニーズの把握に努めています。園の事業収支や保育のコスト分析、通園児数の推移等の運営状況は、法人本部と情報共有して分析・評価を行い、運営の健全化にも取り組んでいます。</p>	
	第三者評価結果
【3】 I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組みを進めている。	b
<コメント>	
<p>法人全体及び系列各園の運営状況は、法人の施設長会議で共有し、それぞれの課題分析と検討を実施するほか、法人理事会で決定・実行する流れとなっています。園においても、保育の実情や人員体制、施設・設備等の状況に応じて、運営の健全化とともに、保育の質向上や人材育成、設備・環境等の課題改善に努めています。子どもの健全な成長・発達とともに、グローバルな視点から子どもの個性や主体性を尊重し、豊かな人間力を育むことを目的に、法人全体で「ハイスコープ・カリキュラム」による幼児教育・保育実践の取組みを推進しています。なお、理事会や施設長会議の決定事項は、職員会議を通じて全体周知していますが、法人・園の経営状況や運営課題等に関する説明は、積極的には行っていません。</p>	

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者評価結果
【4】 I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	C
<コメント>	
<p>法人・園として、経営及び収支に関する中長期計画の策定は行っていません。</p>	
	第三者評価結果
【5】 I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	C
<コメント>	
<p>前年度事業の実施結果を踏まえ、法人の所定様式に沿って年度事業計画を策定しています。事業計画は、法人理念及び園の保育方針と保育目標を明示するとともに、当該年度の保育内容と開催行事、職員構成、年間研修予定及び施設・設備管理、地域連携等を具体的に記載しています。一方、中長期計画は策定していないほか、年度事業の具体的な成果や数値目標は設定していません。法人及び園の示す保育の理念や方針・目標実現に向け、中長期計画を策定するとともに、中長期計画に連動した事業計画の策定が望まれます。また、年度事業についても具体的な成果や数値目標を明確化し、実効性を高めることが期待されます。</p>	

(2) 事業計画が適切に策定されている。	第三者評価結果
【6】 I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
<コメント>	
<p>事業計画は、前年度事業の実施結果や園の自己評価、各会議の協議内容等を踏まえて年度末に園長が策定し、法人理事会の承認を経て実行しています。計画策定にあたっては、職員会議やクラス会議での協議内容をはじめ、乳児・幼児会議、給食会議などテーマ別の会議の検討結果や職員の意見等も集約し、適宜計画内容に反映しています。事業計画は年度当初の職員会議や昼礼等で園長から全職員に詳しく説明し、職員間の認識共有化とで業務遂行の円滑化に配慮しています。事業計画の進捗状況は、半期ごとに園長・主任で振り返りを行い、必要に応じて見直し・修正を実施するほか、法人理事会にも報告を行っています。</p>	
	第三者評価結果
【7】 I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b
<コメント>	
<p>保育の内容や年間行事、ICT化など、事業計画の主要な内容は、全体的な計画に反映して年度当初の保護者会やクラス懇談会で説明するほか、当該年度の園児数や職員配置、年間行事等を年度当初の園だよりに掲載し、全保護者に配布して周知しています。また、保護者会の欠席者に対し、説明内容を詳しく記載した資料を作成・配布して、理解促進に努めています。なお、園の運営に保護者意見を反映出来るよう努めていますが、保護者の参加を促すための取り組みには至っていません。</p>	

4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	第三者評価結果
【8】 I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
<コメント>	
<p>職員会議やクラス会議等を通じて保育実践を振り返るとともに、乳児・幼児会議や給食会議などテーマごとに内容を検証し、実践に繋げる取り組みを行っています。また、前年度事業の実施状況を踏まえ、次年度の事業計画に反映するなど、PDCAの流れに沿って質向上に努めています。横浜市の基準に基づき、年1回定期的に全職員が参加して園の自己評価を実施し、第三者評価も定期受審して改善に努力しています。園の自己評価結果は園長が取りまとめを行い、達成状況を数値化して詳解を付記するとともに、保護者アンケートの結果も添付するなど、分かりやすく作成して職員会議で周知し、個々の理解浸透に努めています。</p>	
	第三者評価結果
【9】 I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
<コメント>	
<p>園の自己評価結果は、園長が取りまとめて文書化し、当該年度の成果と課題をそれぞれ記載しています。保育理念やこどもの発達援助、子育て支援、保育を支える組織的基盤の4領域から分析して数値化し、レーダーチャートで示す等、達成状況を客観的に確認できるよう様式を工夫しています。また、保護者アンケートの結果とともに、保護者からの意見や要望・質問及び各々に対する園からの回答も掲載して、より多面的な改善に努めています。自己評価の結果は職員会議で周知し、各々の理解浸透を図っています。一方、自己評価の結果を職員同士で話し合い、対策を協議するなど、職員が主体的に改善に取り組む体制の構築は今後の課題と捉えています。</p>	

II 組織の運営管理

1 管理者の責任とリーダーシップ

(1) 管理者の責任が明確にされている。	第三者評価結果
【10】 II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
<コメント>	
<p>園長は、年度当初の職員会議や園内研修等で自らの所信を表明するとともに、保護者に対しても重要事項説明書や園だより、ホームページ等に自身の保育方針を掲載し、入園説明会や保護者懇談会等で説明しています。「職員資質向上マニュアル」に施設長の責務を明文化し、保育人材キャリアパスにも具体的な役割や責務を明示するとともに、安全管理マニュアルや自衛消防組織図を策定し、緊急時の指揮系統及び役割分担を明確化するとともに、園長不在時の権限移譲も明示し、内部研修やマニュアルの読み合わせ等を通じて職員間の意識の共有化に努めています。なお、現在職員間のさらなる認識強化に向け、園独自の役割分担表の作成に取り組んでいます。</p>	

	第三者評価結果
【11】 II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
<コメント> 園長は法令遵守の責任者として、行政通知や法人本部からの情報提供、区の園長会等の会合等に参加して情報収集し、職員会議や昼礼等で職員全員に周知しています。法人として「職員ハンドブック」や「職員資質向上マニュアル」を策定し、保育所保育指針や子どもの権利条約、全国保育士会倫理綱領など必須の法令等を掲載して配付し、読み合わせを通じて職員の理解と実践を促すとともに、年1回不適切保育の防止研修を実施して職員の理解浸透に努めています。労働法規の遵守やハラスメント防止についても職員会議で説明しています。なお、法人の掲げるSDGsの方針に沿って、園でもごみ分別やリサイクル等を行っていますが、さらなる環境配慮の取り組みが必要と捉えています。また、子どもを尊重した保育のあり方についても、職員間の認識共有化と意識向上を図る必要があると捉えています。	
(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	第三者評価結果
【12】 II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	b
<コメント> 園長は、各会議の検討結果や職員からの日々の報告内容などを踏まえて園の保育の状況を確認し、継続して改善策を検討しています。保育の質向上に向けて改善すべき課題は、職員会議や昼礼等で随時取り上げ、職員間での協議を働きかけるとともに、職員からの意見や提案を積極的に取り入れています。また、必要に応じて助言するなどのサポートを行い、職員の主体性尊重と各々の意識向上に配慮しています。園内研修の充実化に努めるほか、保育士等キャリアアップ研修等の参加を推奨し、外部研修の内容を昼礼で報告する機会を設け、全職員が情報を共有できるようにしています。なお、子どもを尊重した保育のあり方について、職員間の認識共有化とともに、さらなる意識向上を図る取り組みが必要と捉えています。	
	第三者評価結果
【13】 II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b
<コメント> 園の人事や労務、財務等の状況は、地域の特色や保育ニーズ等を踏まえて園長会で報告し法人全体で共有するとともに、法人本部と協議しながら経営改善や人材の確保・育成、労働環境の整備・充実化等に取り組んでいます。園の実務に即した人員配置とともに、保育アプリの導入を通じた業務効率化と職員負担の軽減、休暇の取得推奨及び時間外労働の最少化など、労働環境の改善にも力を入れています。一方、職員に対し、法人及び園の運営に関する積極的な説明機会は設けていないほか、保育の質向上や業務改善に向け、職員の主体性や意識を高める取り組みが必要と捉えています。	

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	第三者評価結果
【14】 II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
<コメント> 園の運営規定に必要な職種や人員数、職務内容等を明示し、園の定員や在園児数など保育の実情に沿って職員体制を定めています。法人の「資質向上マニュアル」に職員の育成方針を示すとともに、「保育人材キャリアパス」を策定し、職員の職責や経験年数など階層別の期待水準を明文化して、全職員に周知しています。法人として人材の確保に取り組み、ホームページや就活サイトに募集案内を掲載し、保育士養成校やハローワーク等へ採用案内を送付するほか、就職説明会にも出展する等積極的な採用活動を行っています。休暇取得の推奨や時間外労働の最少化など、労働環境の改善による人材定着にもするとともに、メンター制度を設け、新卒者等に対するより効果的な育成・指導を行うこととしています。一方、園として、中途採用など一定の経験を有する職員の育成・指導を行う体制の整備は、今後の課題となっています。	
	第三者評価結果
【15】 II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b
<コメント> 法人の期待する職員像として、「国際的視点から子どもの自主性や資質・能力を伸ばす保育を実践できる人材」を掲げ、職員ハンドブックに示すとともに、職員資質向上マニュアルにも「職員に求められる専門性」や「保育従事者の姿勢」等を明文化して全職員に周知しています。人事考課制度に基づき、昇給・昇格等の基準を明確化し、各々の職務経験や職責等に応じた期待水準と業績評価を実施しています。職員の処遇水準は、社会情勢や福祉全体の動向を踏まえ、意向調査等で聴取した意見を反映し改善に努めています。なお、法人として「文部科学省IB教育推進コンソーシアム」や「ハイスコープ・カリキュラム」等の新たな保育・教育の手法を取り入れるとともに、各々のスペシャリストの育成に向けた基盤整備を進めていますが、職員が将来の姿を描ける総合的な仕組みづくりに向け、今後さらなる体制整備が期待されます。	

(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	第三者評価結果
【16】 II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	b
<コメント> 園長を労務管理の責任者として、職員の就業状況を毎月確認し管理しています。職員一人ひとりの健康状態に留意し、随時声掛けや個別面談を実施するほか、必要に応じて休暇の取得や受診の勧奨等も行っています。各々の家庭事情に応じて、各種休暇制度の活用や勤務シフトへの反映など、職員のワーク・ライフ・バランスに配慮するとともに、福利厚生の実質化及び時間外労働の最少化、職員同士が交流しやすい雰囲気作りなど、職場環境の改善に取り組み、保育全体の質向上や職員の定着率向上に努めています。また、法人本部に「心の悩み相談室」を設置し、随時職員からの相談に応じる体制を整備しています。なお、労働環境の改善を計画化し、段階的に推進するまでには至っていません。	
(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	第三者評価結果
【17】 II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
<コメント> 法人共通の職員ハンドブックや資質向上マニュアルに、期待する職員像や求められる専門性、保育従事者の姿勢等を掲載して職員に周知しています。法人全体で人事考課制度を導入し、各々の経験年数や役割・責務等に応じた階層別の期待水準に沿って業績評価を行っています。目標管理面接は、年度の目標設定と中間評価、期末の振り返りを定期的実施するほか、保育実務と安全管理、保護者支援、チームワーク、役割意識、規則遵守等の6つの視点で構成される人事考課シートを用い、自己評価と考課者の評価を比較して査定する仕組みとなっています。面接では職員と園長・主任の三者で意見交換し、職員の悩みや要望等も聴取して適宜助言を行う等、職員の意欲向上にも配慮しています。	
	第三者評価結果
【18】 II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
<コメント> 法人の期待する職員像や専門性、保育従事者の姿勢等を明確化し、「保育人材キャリアパス」に各階層別の業務期待水準や受講すべき研修、昇級条件等を明示して段階的な育成に努めています。研修担当に主任を配置し、年度の研修計画に基づいて職員研修を行っています。外部研修やオンライン研修等を活用するとともに、「ハイスコープ・カリキュラム」の実践に向け、法人系列園や海外の保育・幼児教育施設との交流研修も積極的に行っています。研修の計画及び内容は、年度末に振り返りを行い、次年度の研修内容に反映しています。なお、園内研修は子どもの安全管理を中心に実施していますが、今後は感染対策や権利擁護などについても計画に明示し、定期的開催して園全体で認識を高めることが期待されます。	
	第三者評価結果
【19】 II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b
<コメント> 園長は職員の知識・技術や資格取得、研修の受講状況等を把握し、法人本部と情報共有して、個々の教育・育成や法人内の人員配置等に生かしています。各種マニュアルを整備し、OJTを通じて職員間の交流促進と各々のスキルアップに努めています。法人として階層別研修を実施するほか、系列園同士や海外の保育施設との研修等も実施しています。午睡の時間を活用して内部研修を開催するほか、昼礼や職員会議等で外部研修の内容を伝達し資料を回覧するなど、職員の知識・技術の習得と学習機会の確保に努めています。また、外部研修等の開催案内を随時回覧や口頭で周知し、希望者には可能な範囲で受講を認めています。なお、新卒者の育成指導としてメンター制度を整備していますが、中途採用など、一定の経験を有する職員向けの教育・研修は課題となっています。	
(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	第三者評価結果
【20】 II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
<コメント> 法人共通の「実習生受け入れマニュアル」を策定し、次世代の保育士養成とともに、その資質や能力、技術の習得に寄与すること等を受け入れの基本姿勢として明示しています。受入時の手順や留意点のほか、実習生に対する注意事項や心得等も掲載し、事前のオリエンテーションで説明することをルール化する等、対応を統一化しています。なお、これまでに実習生の受入実績がなく、特性に配慮したプログラムの準備や、養成校と連携した事例はありませんが、実習担当の保育士を配置して外部の実習指導者研修に派遣するなど、要請に基づいて随時受入可能な体制整備に努めています。	

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	第三者評価結果
【21】 II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
<コメント>	
<p>法人及び系列園のホームページを開設し、理念と保育目標・保育方針とともに、法人の概要や沿革・歴史、実施事業、プライバシーポリシー等を掲載しています。また、決算資料及び定款、役員評議員名簿・報酬基準等の情報も公開しています。園のページでは、保育時間や定員数、アクセス、子育て支援事業等の情報のほか、災害時や個人情報保護等、園独自の対応も掲載しています。園庭開放や育児講座、交流保育等を定期的に開催し、開催案内を区の子育て支援拠点のホームページ等に掲載する等、地域の子育て世帯向け情報を発信し、参加を呼び掛けています。一方、通園児のプライバシーに配慮し、保育の様子など写真の掲載は行っていません。園の特長や詳しい保育内容の紹介など、一般の閲覧者にも分かりやすい内容構成の工夫が期待されます。</p>	
	第三者評価結果
【22】 II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
<コメント>	
<p>経営規程及び給与規定、就業規則など、法人共通の各種規程を整備し、組織運営のルールを明確化しています。各規程の内容は全職員に周知し、随時閲覧できるよう、1冊のファイルにまとめて事務室に配置しています。法人顧問の税理士等の専門家の助言・指導に基づき、経営改善に努めています。法人監事による内部監査を年1回実施して、事業運営の適正化及び健全化に努めています。</p>	

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。	第三者評価結果
【23】 II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
<コメント>	
<p>法人の地域交流の考え方として、基本理念「愛・行動・感謝」の詳解の一つに「地域社会における福祉の充実に貢献する」ことを明示し、姿勢を示しています。園として地域子育て支援事業を積極的に推進し、一時保育のほか、園庭開放及び交流保育、育児講座、育児相談等の取組を行っています。園入口に関係機関の冊子等を配置し、階段横の壁を掲示スペースとして、通園児の保護者向けに地域の関係機関や制度情報、子育てイベント等の開催案内などを貼付し情報発信しています。また、青葉区内の保育園が協働して開催する合同育児支援イベントに職員を派遣するなど、地域の子育て世帯を支えるための活動にも力を入れています。なお、子どもの散歩時の挨拶や、園で開催する育児講座等を通じて、可能な限り地域住民との交流促進に努めています。コロナ禍以降交流実績が少なく、今後の課題と捉えています。</p>	
	第三者評価結果
【24】 II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	c
<コメント>	
<p>法人共通の「保育ボランティア受け入れマニュアル」を策定し、受入手順や導入時の留意点、説明内容等を記載して対応を統一化しています。また、子どもの目線に立ち返って優しく丁寧に関わること、挨拶や言葉がけを大切に、楽しみながら接すること等を活動の心構えとして明示し、事前に説明を行うこととしています。なお、園ではボランティア及び職場体験等の受入実績はありませんが、園長を窓口担当として、要請に応じて適宜受け入れを行う姿勢を持っています。一方、ボランティア及び職場体験の目的として、参加者の職業観を養うこと、専門性や技術向上に協力すること等を明示していますが、園としての受け入れに関する基本姿勢の明文化には至っていません。</p>	
(2) 関係機関との連携が確保されている。	第三者評価結果
【25】 II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
<コメント>	
<p>行政や医療機関、児童相談所、地域の保育所等の関係機関をリスト化し、職員会議や個別事例の検討などを通じて、各々の機能や特性を職員間で共有しています。青葉区の園長会や幼保小連携事業等の会合に参加し、地域の子育て支援に関する課題の共有化と改善策の協議を行うほか、個別事例への対応に向け、地域療育センターや区の福祉保健センター、児童発達支援事業所等とも随時連携しています。虐待等が疑われるケースは、管轄の児童相談所や区のこども家庭支援課等と連携して、迅速に対処する体制を整備するとともに、地域の関係機関と協働して各々の家庭を支える体制の構築に尽力するなど、地域のネットワーク化にも努力しています。</p>	

(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	第三者評価結果
【26】 II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
<コメント>	
<p>地域子育て支援事業を積極的に推進し、一時保育のほか、園庭開放及び交流保育、育児講座、育児相談等を定期的に行っています。青葉区の園長会や幼保小連携事業等に参加し、保育園同士の交流や小学校・幼稚園等との連携推進に協力を行うほか、青葉区内の保育園が協働して開催する合同育児支援イベントに職員を派遣するなど、地域の子育て世帯を支えるための活動にも力を入れています。地元町内会に加入し、近隣の飲食店や販売店等とも適宜交流を行い、園の理解促進とともに、地域の状況や福祉ニーズの把握に努めています。一方、地域子育て支援事業の参加者が少ないことから、園として利用促進に向けたさらなる情報発信の工夫が必要と捉えています。</p>	
	第三者評価結果
【27】 II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
<コメント>	
<p>園の専門機能の地域還元として、地域子育て支援事業を定期的に行い、一時保育のほか園庭開放及び交流保育、育児講座、育児相談等を行っています。育児講座では、給食の試食会を兼ねた「ふれあい移動水族館」やバルーンショーなど、親子で楽しめる企画を積極的に採用し、より参加しやすい内容構成に配慮し、併せて育児相談も受け付けています。また、地域の要望を踏まえて区の土木事務所に植栽の伐採を依頼したり、近隣の飲食店から避難訓練の一時避難場所として駐車場の提供を受けるなど、地域との交流促進にも努めています。一方、地域の防災体制やコミュニティの活性化、まちづくりなど、地域の福祉ニーズを踏まえた事業を計画化して実行する等、さらなる地域貢献の取り組み推進が期待されます。</p>	

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

1 利用者本位の福祉サービス

(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	第三者評価結果
【28】 III-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
<コメント>	
<p>法人では、理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施について明記し入職時や年度初めの職員会議で周知しています。また、保育の基本原則や権利を尊重するための保育等具体的に記した「職員ハンドブック」を作成しており、職員はクラス会議や乳・幼児会で読み合わせ等を行い、繰り返し確認して実践しています。3か月に一度、園長が講師となって園内研修を実施しており、日々の保育が適切に行われているか等確認をしています。</p> <p>幼児クラスは日常的に縦割り保育を実施しており、子ども同士の関わりの中で互いに違いを認め合っています。子どもの好きな遊び等については性差への先入観による固定的な対応をしないよう個人の思いに配慮して見守っています。</p> <p>子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する保育について、保護者へは重要事項説明書に明記して周知し、保護者会や懇談会で説明し理解を図っています。</p>	
	第三者評価結果
【29】 III-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	a
<コメント>	
<p>法人は、「個人情報の取り扱い・プライバシー保護について」のマニュアルを作成し、園ごとの研修で職員に周知しています。おむつ交換・着替えについて、1歳児はトイレ内で行い、便器には柵を設置して視線を遮る工夫をしています。2歳以上の子どもが使用するトイレは扉がついており、着替えは廊下で職員が見守る中、行います。夏季の水遊び後の着替えは、男女に分かれパーテーションで仕切るなど視線を遮る工夫をして工夫を行っています。5歳児には、担任保育士の要望を受け、子どもに絵本を用いてプライベートゾーンの教育を実施しており、その様子について保護者へも報告しています。</p>	
(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。	第三者評価結果
【30】 III-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	b
<コメント>	
<p>園の理念や基本方針、保育内容等はホームページで確認することができますが、より具体的な保育の様子については、子どもの個人情報保護やプライバシーに配慮し、一部閲覧制限を設けています。また、園紹介のパンフレットを作成し、園舎全景や内部の間取りの写真、保育目標やクラス編成、行事等を記して来園者に配布していますが、区役所や地元の人が集まる場所への設置はしていません。今後、来園者の関心に応えるようなわかりやすいパンフレットを作成し設置していくことが期待されます。園の利用希望者への対応は、園長が主任、事務職員が丁寧に行っています。見学の希望がある方には、その都度調整し、可能であれば来園したその流れで案内することもあります。</p>	

	第三者評価結果
【31】 Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	b
<コメント>	
<p>保育の開始及び保育内容については、重要事項説明書に明記し入園説明会で説明の後、保護者から同意書を得ています。行事の中止など保育内容等の変更については、緊急の場合は一斉にメール配信しています。今後は（11月～）保育アプリの導入に伴いアプリでの配信を予定しています。特に配慮が必要な保護者への説明については、園長、担当保育士が対応していますが、ルール化はしておらず、その都度調整しています。日本語の理解が困難な方には、英文の手紙を渡し、理解していただいた事例があります。今後、配慮が必要な保護者への説明については、ルール化して適正に説明し、保護者が安心できるよう整えていくことが期待されます。</p>	
	第三者評価結果
【32】 Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
<コメント>	
<p>保育園からの転出にあたり、園で定めている継続のための手順や引継ぎ文書は定めていませんが、園長が必要と判断した場合は、文書や口頭で情報提供を行うこととしています。子どもの転入受け入れにあたっては、保護者が提出した書類をよく確認したうえで必要であれば、保護者から話を聞くようにしています。園の利用終了後も、保護者、子どもから相談があれば、窓口や担当者の設置はありませんが、主任等が対応しています。卒園後も相談に応じていく旨、口頭で、保護者、子どもに伝えていきます。今後、卒園後も相談を受けていくことを、窓口の設置と共に書面に記し、配布することが期待されます。</p>	
(3) 利用者満足の上昇に努めている。	第三者評価結果
【33】 Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
<コメント>	
<p>保育士は、日々の保育の中で子どもの言葉や表情から満足度を把握するように努めています。保護者の満足については、日々の送迎時のコミュニケーションや連絡帳の様子から把握しています。また、年2回の保護者会、クラス懇談会、年1回の個人面談、行事後のアンケート、年度末自己評価でも意見を述べてもらう機会があります。また、保護者の満足度を把握するため、園長、主任は保護者会に出席しています。自己評価、は園長が結果を集計し、職員会議で分析や改善策を検討し、玄関に掲示して公表しています。これまで、保護者からの提案を受けて運動会の会場を変えたり、外遊び（散歩）の頻度を増やした事例があります。</p>	
(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。	第三者評価結果
【34】 Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
<コメント>	
<p>苦情受付担当者は主任で、解決責任者は園長、第三者委員2名を定めています。苦情解決の仕組みを重要事項説明書に記載するとともに玄関にフロー図を掲示しています。また、玄関の棚に「声の箱」を設置したり、匿名のアンケート実施で苦情を申し出しやすくしています。受け付けた苦情の内容と解決を図った記録を保管し管理しています。苦情に関する検討内容や対応策について保護者にフィードバックしています。苦情内容や解決結果については、申し出た保護者に配慮したうえで園だより等で公表しています。一方で、重要事項説明書に掲載のものは申し出後のフロー図がなく、玄関の掲示物は小さな文字でわかりにくい状態です。今後、保護者がわかりやすい掲示物にしていくよう期待されます。</p>	
	第三者評価結果
【35】 Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b
<コメント>	
<p>重要事項説明書に「要望・苦情等に係る窓口を設置しています」として、受付担当者や第三者委員の名前を玄関のエレベーター横に掲示しています。個人面談希望の用紙を保護者が職員に渡すことで意思表示できるよう「声の箱」の隣に「用紙入れ」を置いています。保護者の送迎の時間帯には、相談が伝えられることもあるので、園長、主任はできるだけ事務所に待機し対応できるようにしています。相談しやすいスペースの確保として、時間帯により、保育室を使用したり、エントランスホールに衝立を立て、玄関からの視線を遮って話しやすい環境を作る等工夫しています。一方、今後、相談の相手を選べることや外部の苦情受付機関の窓口や連絡先を掲示し紹介していくことが期待されます。</p>	

	第三者評価結果
【36】 Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
<p><コメント></p> <p>保育士は、日々、送迎時のやり取りや保育アプリで保護者からの相談の対応に努めています。玄関前の棚に意見箱（声の箱）の設置、また、行事後のアンケートや年度末の自己評価で保護者の意見を把握しています。受け付けた相談・意見は記録しファイルにまとめて鍵のかかる書棚に保管しています。相談・意見の検討に時間がかかるような時は保護者にその旨伝えたくえで出来るだけ迅速な対応を心がけています。保護者からの意見等に基づき外遊びの回数を増やしたりし、保育の質の向上に取り組んでいます。対応マニュアルについて、毎年2、3月に見直しをしています。</p>	
(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。	第三者評価結果
【37】 Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
<p><コメント></p> <p>リスクマネジャーは園長で、園長、主任、担任とで構成するリスクマネジメント委員会を設置し体制を整えています。事故発生時の対応と安全確保についてマニュアルを作成し年度始めの会議で職員に周知しています。子どもの安全と安心を脅かす事例については、クラスごとに事故報告書に記載して毎月委員会に提出し、3か月に一度、職員会議で報告、再発防止について検討しています。職員の研修として、他園の事故報告を確認したり、安全に関する動画の視聴、「午睡チェック」「散歩時の安全管理」のマニュアルの確認等に取り組んでいます。安全確保の実施状況等について年度末の会議で見直しをしています。一方、今後、リスクマネジメントに関する体制等を明確化し周知するとともに、危険事例の収集や再発防止策の検討機会をより多く設ける等して、職員への意識浸透を図ることが期待されます。また、安全確保策の実効性について定期的に評価・見直しをしていくことも求められます。</p>	
	第三者評価結果
【38】 Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>感染症対策の責任者は園長で、法人が作成した「感染症予防・まん延防止マニュアル」に基づいて、主任、保育士が対策を実行しています。職員は感染症が流行しやすい季節の前に、園内研修で年2回学び合っています。予防策として日頃から手洗い、換気に留意しています。保育中、子どもに感染症の症状がでた際は、事務室等へ隔離し、園長、主任等が対応します。また、当該保護者に連絡しお迎えを依頼するとともに、園内に掲示して他の保護者にも情報提供し、注意喚起しています。一方、子どもの健康に関する業務に迅速に対応できるよう、職員の役割分担等をさらに明確化することが期待されます。</p>	
	第三者評価結果
【39】 Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
<p><コメント></p> <p>消防計画、地震・豪雨時等の対応策を作成し、定期的に訓練をするなど、災害時対応体制が決められています。また、園では災害時に、保育を継続するための必要な対策について計画を作成しています。なお、業務再開までの手順や具体的な人員配置等、より実動に即した計画を作成することが期待されます。子ども、保護者及び職員の安否確認については緊急時連絡システムで一斉送信することを周知し、それぞれが登録しています。</p> <p>食料や備品等の備蓄リストは園長が作成し把握しています。食料については消費期限を確認し更新の際におやつで試食するなど活用し補充しています。食料は誰もが安心して食べられるものを備えています。アレルギー児への対応としてビブスを用意しています。様々な災害時の対応・避難訓練は、年間計画に基づいて行っています。消防署員や警察署員の参加を得て行うこともあります。地元町内会や近隣の団体との連携はこれからの課題と園では捉えています。</p>	

2 福祉サービスの質の確保

(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。	第三者評価結果
【40】 Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	b
<p><コメント></p> <p>安全管理や事故防止など、法人共通の業務マニュアルを多数整備し、実務の基本的対応を明確化して全職員に周知しています。また、職員ハンドブックや資質向上マニュアルをはじめ、人権擁護や個人情報・プライバシー保護など、保育従事者として必須の知識と具体的対応、配慮事項等を明文化して全職員の意識向上に努めています。園では、日々の保育手順をまとめたデイリープログラム等を作成し、全体業務の標準化に努めています。なお、各マニュアルは年1回を基本に職員会議で読み合わせを行っていますが、職員間で実施手順を確認する機会は設定していないほか、各々の職員の理解浸透に向けたさらなる取り組みが必要と捉えています。</p>	

	第三者評価結果
【41】 Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
<コメント>	
<p>法人共通のマニュアルは法人の園長会で年1回定期的に見直しを実施するほか、法・制度改正や行政通知、社会情勢の変化、事件・事故の報道などを踏まえ随時内容を更新しています。また、各園の状況や改善提案等も反映し、実際の保育実践に即した内容構成に配慮しています。現在、法人として「文部科学省IB教育推進コンソーシアム」や「ハイスコープ・カリキュラム」を導入し、保育及び幼児教育の質向上に努めています。園では、年1回マニュアルの確認・見直しを行うほか、必要に応じて職員会議や昼礼等で意見交換し、随時修正・変更しています。一方、マニュアルによっては見直しが行えない場合があるほか、指導計画の内容を反映するなど、相互に連動して標準的な実施方法の質向上に繋げる仕組みの構築が期待されます。</p>	
(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。	第三者評価結果
【42】 Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	a
<コメント>	
<p>園長を指導計画の策定責任者として、全体的な計画の内容に基づいて年間指導計画を作成し、3歳未満の乳児や配慮を要する子どもにはそれぞれ個別の計画を作成しています。児童票や健康調査票の情報を基に、日々の保育を通じて子どもの状態を把握し、懇談会や個別面談等で保護者の意向・要望も聴取して計画内容に反映しています。各々の計画は、職員会議やクラス会議、個別の事例検討などの機会を通じて職員間で情報共有しています。アセスメントや計画作成時は栄養士のほか、子どもの状況に応じて区の担当課や福祉保健センター等の行政機関をはじめ、地域療育センター、児童発達支援事業所等の専門機関から随時助言を得て計画に反映しています。園として「ハイスコープ・カリキュラム」を導入し、子ども一人ひとりの主体性と個性を伸ばす保育の実践に努めています。</p>	
	第三者評価結果
【43】 Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a
<コメント>	
<p>年間指導計画は、子どもの成長・発達や環境適応等を踏まえⅣ期に分けて作成し、期ごとに振り返りを行っています。週案は作成していませんが、「ハイスコープ・カリキュラム」に基づく日案(DPF: Daily Planning Form)のほか、月間指導計画を作成し、各会議を通じてそれぞれ振り返りを行っています。計画の内容は、年間保育目標及び期ごとのねらいに照らして実施状況を確認し、子どもの様子や行事開催後の保護者アンケートの内容等を加味して次期指導計画に反映しています。離乳食やトイレトレーニングは、保護者と意見交換して慎重に進めています。見直しの結果は、職員会議や昼礼、記録の回覧及び口頭伝達で職員に周知しています。緊急に指導計画を変更する際は、職員会議を臨時招集して協議を行うほか、保育アプリや園だより、クラス懇談会、個別面談等で保護者に伝えています。</p>	
(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。	第三者評価結果
【44】 Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
<コメント>	
<p>子どもの生育歴や家庭の状況は、入園時に保護者が記載した児童票や健康台帳に基づいて把握し、「ハイスコープ・プログラム」に基づく子どもの発達記録(COR)に経過を記載し、個人記録にファイルして管理しています。また、面談記録や個別支援計画もファイルして事務室内に保管し、随時確認できるようにしています。記録の作成に当たっては、主観的表現を避け適切な言葉を用いるなど、記載上の留意点を職員会議等で取り上げ、記載方法を確認し合うとともに、必要に応じて園長・主任から助言・指導を行っています。日々の情報共有は、職員会議や昼礼のほか、保育アプリや回覧、随時の口頭伝達など複数の方法を用い、緊密な情報共有に努めています。</p>	
	第三者評価結果
【45】 Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
<コメント>	
<p>法人として個人情報取扱規程を策定し、取扱及び管理方法を明確化するとともに、個人情報・プライバシー保護マニュアルを整備して具体的な情報管理のあり方を明示し、職員会議等を通じて職員に周知しています。また、ホームページにも「保育園における個人情報保護の留意点」として、園の実務上の対応を具体的に例示し、園の姿勢を表明しています。園長を記録管理の責任者とし、個人情報に係る文書は事務所内のキャビネットですべて管理を行うほか、PCへのパスワード設定や記録媒体の帯出禁止、情報文書の廃棄方法等をルール化するなど、情報の適正な管理と漏洩の防止に配慮しています。保護者には重要事項説明書を通じて個人情報保護の方針を説明し、書面で同意を得ています。</p>	

<別紙2-2（内容評価 保育所版）>

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-①</p> <p>【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	b
<p><コメント></p> <p>法人は、全体的な計画を、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて、また、保育園の理念や保育方針に基づいて作成しています。計画は、年齢ごとの養護と教育の保育内容や健康支援、アレルギー児への特別支援、地域支援等具体的な取り組みの項目をあげています。社会的責任、人権尊重、説明責任、情報保護、苦情処理解決として運営の柱もあげています。一方で、幼児期の終わりまでに育てほしい10の姿や地域の実態に触れる記述はないので、今後、職員も参画して討議し園の特長を組み入れた独自の計画を作成していくことが期待されます。</p>	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-①</p> <p>【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	a
<p><コメント></p> <p>各保育室に、温・湿度計、エアコン、空気清浄機、床暖房を設置し適切な状態に保持しています。どの保育室も大きな窓から日差しが入ります。月に一度、保育士がチェックリストで設備点検を行い、園長、主任に報告しています。午睡用の敷布団、コットは半年ごとに更新し、カバーやバスタオルは、週に一度家庭で洗濯しています。室内は白い壁、グリーンのカーテンを配し、明るく清潔さを感じる色調、木の床、木製のテーブル、椅子を用い、落ち着いた雰囲気があります。遊びのスペースは、Bookエリア、ハウスエリア、ブロックエリアと命名し、好きなところでくつろいだり遊んだりすることができます。食事や睡眠の空間確保のため、木柵を用意するとともに、床に汚れがないよう丁寧に掃除をしています。手洗い場・トイレは明るく清潔で水道の横には手洗いのお手本のイラストが貼ってあります。幼児トイレ個室には扉がついておりプライバシーへの配慮もされています。</p>	
	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-②</p> <p>【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	b
<p><コメント></p> <p>保育士は、子どもの発達過程、家庭環境から生じる個人差を把握し尊重して向き合っています。食物の好き嫌いが多く給食を食べられない子には、白米のおかわりを用意し対応しています。子どもが自分で言葉や行動で表現することが難しい子どもには、保育士が仲立ちとなったり代弁をして自己表現できるように援助しています。また、子どものそばについて気持ちを汲み取ったり、ボディタッチをして寄り添う意思を伝えることもあります。子どもに話をするときは、理解できる言葉遣いでゆっくりわかりやすく伝えるよう心がけています。横浜市の人権擁護のチェックリストを用いた園内研修で、気づきや感じたことを出し合い、せかず言葉や制止させる言葉を不必要に用いないよう留意しあっています。園では、引き続き取り組んで適切な関わりに繋げていくことが大事と考えています。</p>	
	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-③</p> <p>【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>子ども一人ひとりの発達に合わせ、生活習慣に関して適切な時期に、子どものやろうとする気持ちが芽生えるような言葉がけや援助をしています。衣類の着脱等、子どもが自分でやりたい気持ちを受けとめて見守り、時にはやって見せたりしながら援助しています。生活習慣の習得にあたっては強制はせず、排泄の際は、便座に座るかどうかは子どもが決めるようにし、主体性を尊重しています。午睡の際も、入眠のタイミングはそれぞれで、早めに眠る子、ひと遊びしてから眠る子がおり、その子どもに合わせて対応しています。生活習慣を身につけることの大切さを子どもが理解できるよう、手洗いのイラストや写真を張り出すなど工夫しています。幼児クラスに対しては、言葉がけをした後、子どもが自分の意思で一人で取り組んでいけるよう見守っています。</p>	

<p>A-1-(2)-④ 【A5】 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	<p>第三者評価結果 a</p>
<p><コメント></p> <p>法人は、ハイスコープ教育を取り入れ、主体性を育てる、引き出す保育に力を入れています。保育室の遊びの場は、どのクラスもBookエリア、はうすエリア、ブロックエリア等に分け、子ども自身の興味・関心に沿って遊びこめるよう、環境を構成しています。製作途中の遊びを後で再開するため、棚の上、目の届く高さに保管することもできます。</p> <p>子どもはCDデッキやキーボード等の楽器を使い自分たちで演奏したり、音楽に合わせてダンスをすることもあります。一日一度は戸外で遊べるようにし散歩しながら交通ルールを確認したり、公園での遊び方、使い方を学んだりしています。公園等で木の実、葉っぱ、花、虫等に触れ季節を感じたり、新しい発見をしたりしています。散歩や園行事で地域の方に接する際は挨拶や言葉を交わして関わっています。幼児クラスには家庭の協力で集められた紙や段ボール、プラスチック、毛糸など衛生的な廃材が置いてあり、ハサミやのり等を使い自由に製作を楽しんでいます。</p>	
<p>A-1-(2)-⑤ 【A6】 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>第三者評価結果 非該当</p>
<p><コメント></p> <p>0歳児保育をしていないため非該当</p>	
<p>A-1-(2)-⑥ 【A7】 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>第三者評価結果 a</p>
<p><コメント></p> <p>保育士は、子どもの自分でやろうとする意欲を大切に、自分でやりたい気持ちを認めて次につながるよう尊重し援助しています。1歳児室の前には小規模の園庭があり、探索したり、水遊び、泥遊び、砂遊びを楽しんでいます。保育士は、子どものこだわりや自己主張に丁寧にに関わり、信頼関係を作ろうと挨拶やスキンシップをして関わっています。玩具の貸し借りなど、言葉でうまく言えず泣いたり、手が出てしまうこともありますが、保育士は、短くわかりやすい言葉で双方の気持ちを伝えたり代弁したりし仲立ちをしています。園内では保育士以外に清掃スタッフや他の職員も子どもに言葉がけしたり手を振って挨拶したりしています。また、朝夕の合同保育や誕生会などの行事では、様々な年齢の子どもや大人と関わっています。保護者とは、子育ての悩み等に対し、お迎え時に口頭でのやり取りやアプリ連絡帳で連携しています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑦ 【A8】 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開がされるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>第三者評価結果 b</p>
<p><コメント></p> <p>3歳児は、基本的な生活習慣が身につくよう、友だちと遊ぶ中で自分のしたいこと、言いたいことを言葉や行動で表現しようとしています。4歳児は、基本的な生活習慣を身につけ自分で考えながら行動し、友だちとの関わりを深め、友だちの気持ちに気づき集団で行動できるように成長しています。5歳児は、友だちと協力したり考えたりしながら、様々なことに挑戦し、自信を獲得し成長しています。幼児クラスは、年齢ごとのねらいや目標をもち生活していますが、クラスは一つとして運営し年上の子にあこがれを感じたり、小さい子に優しくお世話をしたりし、互いに刺激を受けながら共に成長しています。クラス内の決め事は子どもから意見を出し話し合っ決めていきます。最近では、Bookエリアのソファに座る際のルールを話し合いで決めました。3歳児は年度当初に単独の活動は設定せず、個別への声掛けをするなどして縦割り保育に馴染んでいくよう配慮してきました。園では、今年度の結果を振り返り次年度に生かしていきたいと考えています。取り組んできた協同的な活動について保護者へは保護者会、懇談会で、また、小学校へは幼保小の研修の場で伝えています。</p>	

【A9】 A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	第三者評価結果 b
<p><コメント></p> <p>園舎は3階建て、玄関からエントランスホールはバリアフリーで、1階に多目的トイレ、エレベーターの設置があります。障がいのある子どもには、状況に配慮した個別の指導計画を作成し、クラスの計画と関連づけています。計画に基づき、子どもの成長や状況に応じた保育を実施し記録も取っています。保育士は、子ども同士の関わりで配慮しそばについて見守り、必要な援助をしています。保護者とはアプリ連絡帳で丁寧にやり取りし面談も実施しています。必要に応じて、青葉区の巡回訪問や通園している専門機関より助言を得ており、必要なことは昼礼等で職員全体に共有し保育に生かしています。</p> <p>職員は、障がいのある子どもの保育について、横浜市の研修やキャリアアップ研修等で学び情報を得ています。保護者に、障がいのある子どもの保育に関する情報としては、重要事項説明書に「日頃からノーマライゼーションの精神に基づいて共に育ち合うことの大切さを実感できる保育を心がけています」と記し入園説明会にて説明しています。一方、子どもが必要な場面で保育士から適切な援助が得られるよう、体制を整えていくことも期待されます。</p>	
【A10】 A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	第三者評価結果 a
<p><コメント></p> <p>全体的な計画や月案に「長時間にわたる保育への配慮」について記し、年齢ごとにデイリープログラムを作成して保育をしています。ゆったりと穏やかに過ごせるよう、子ども一人ひとりの特性等把握し職員間で共有して保育に当たっています。遊びの内容は、翌日の保育でも取り組めるよう考慮して提供しています。異年齢で過ごす時間帯においては時間配分や子どもの人数を考慮して内容を決めています。子どもの体調等により予定の内容を変更することもあります。子どもの様子により環境や玩具を変えたり、他クラスから好きな玩具を借りてくることもあります。18時30分以降も保育を要する子どもに補食を提供しています。職員はシフト制のため、担任はそれぞれ、遅番の職員とボードにメモ書きをして伝達事項を伝えています。保護者のお迎え時にはその日の出来事やエピソードを伝え、家庭での様子も聞くようにしています。保護者の都合で予定より保育が長くなる場合も一緒に保育しています。</p>	
【A11】 A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりで配慮している。	第三者評価結果 a
<p><コメント></p> <p>全体的な計画や年間指導計画に小学校に向けての過ごし方・活動を組み入れています。4期には子どもが机に向かい、ひらがなや数字の学習をしたり、午睡を短くしていくことを計画しています。小学校の公開授業や小学校案内に参加したり、近隣園の年長交流会に参加し友だちになってやり取りすることで、小学校の生活に見通しを持てる機会となっています。また、保護者はクラス懇談会で先輩保護者から学校の様子を聞いたりすることで、子どもの生活について見通しを持てる機会となっています。保育士は幼保小の研修等で教員と意見交換する機会もありますが、就学児健診に際し、必要があれば保護者の同意を得て連絡を取ることもあります。卒園前に、保育士が保育所児童保育要録を作成し就学先に送付しています。</p>	
A-1-(3) 健康管理	第三者評価結果
【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a
<p><コメント></p> <p>園では、健康管理に関するマニュアルを作成して職員に周知しており、それを基に子どもの健康状態を把握しています。子どもの体調悪化、けがについては、昼礼で職員に周知し、保護者へは保育アプリとお迎え時に口頭で伝え翌日には経過を確認しています。日中、けがをした場合はすぐに保護者に報告しお詫びします。受診を要するけがの場合は、保護者に病院のことを伝え、了解を得て受診しています。体調悪化については、体温が37度5分を超えたら連絡し38度で保護者にお迎え依頼をします。下痢や嘔吐についてもその時の全身の様子で判断しています。入園時に児童票の提出で既往症や予防接種の状況把握しており、その後も適切に保護者から情報を得、更新があれば保護者が記載します。毎月、園長は「保健だより」を発行し子どもの健康に関する方針や園の取り組みを伝えています。</p> <p>乳幼児突然死症候群について職員ハンドブックに掲載し園児の午睡中に2歳までの子どもには10分おきに、3歳からは30分おきにプレスチェックと全身の確認を行っています。保護者に対しては園だよりに掲載したり保育室の壁に掲示して注意喚起しています。</p>	

	第三者評価結果
【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a
<コメント>	
<p>毎月の身体測定、年2回の内科・歯科健診、年1回の3歳児視聴覚健診、年1回の幼児尿検査を実施し結果は昼礼で職員に周知し、保護者へはお迎え時に書面で伝え、医師から指摘があれば口頭でも伝えていきます。保育士は、普段の保育の中で、虫歯、手洗い、うがい等の紙芝居を用いて説明し、子どもが健康への意識が高まるように工夫しています。健診の結果から、正しい歯の磨き方など歯の模型を使った指導も受けています。</p>	
	第三者評価結果
【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
<コメント>	
<p>アレルギー疾患のある子どもに対し、横浜市が作成したガイドラインを基に保護者、職員、給食業者、法人と連携して取り組んでいます。子どもにアレルギーが分かった時点で保護者と面談し、アレルギー食材を除去して提供することを伝えます。子どもが受診し医師が作成した生活指導管理表を園に提出します。園長と栄養士で来月の除去した献立表を相談し、保護者も確認してサインをします。食事の提供に当たっては、当該児は他の子から離れた所のテーブルにつき、保育士がそばについて見守ります。除去食は、専用のトレイ、ピンクの食器に盛り付け、厨房で栄養士と専用のエプロンをつけた保育士が声に出して指差し確認をしクラスへ運びます。クラスでも保育士同士声出し確認をして配膳します。全員が食事を終え、テーブル下にこぼした物などないことを確認して下膳します。</p> <p>アレルギー対応について保育士は園内研修で、栄養士は会社の研修で学んでいます。他の保護者へは重要事項説明書に掲載し、飲食物を園に持ち込まないなど協力を呼びかけています。</p>	
A-1-(4) 食事	第三者評価結果
【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	b
<コメント>	
<p>園では、子どもが食に興味を持つよう工夫して食育計画を立てています。保育では、とまと、ピーマン、なす等季節の野菜を育てたり、トウモロコシやキャベツ等調理前の野菜を見たり触れたりする取り組みをしています。食器はメラミン製の扱いやすく衛生的なものを使用しています。子どもは、おかわりの希望はあまりないため汁物のおかわりのみ用意しています。完食が困難な子どもは、事前に減らして配膳し達成感を得られるようにしています。子どもが食べたがらない場合でも、皿の上で食材を小さくするなどして、少しでも食べてみようと言葉がけしています。味が分かると食べ進めることもあります。1歳児は使いやすいフォークの使用や食材を小さく切って提供することで意欲を持つことがあります。幼児には言葉がけや援助で食事を楽しむことが出来るよう支援しています。保護者に対しては、毎月委託業者が発行する給食だよりや献立表、給食サンプルの写真掲示等を通じて、園の取り組みを伝えていきます。毎年6月には、保護者に試食会を開きレシピも提供しています。なお、今後、子どもの健全な成長・発達とともに、より楽しい食事の提供に向け、保育士と給食職員が双方の食に関する計画を共有し、連携して対応を行うことが期待されます。</p>	
	第三者評価結果
【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<コメント>	
<p>子ども一人ひとりの成長段階に応じて給食を提供しています。献立は委託業者が作成していますが、行事食等により変更することもあります。給食は、和食を中心とした薄味でいちご組が食べやすいよう配慮しています。園で人気のメニューは唐揚げ、カレー、ラーメンで苦手なものは酢味のドレッシングです。残食の記録や検食結果について給食会議で栄養士と共有し、献立や調理の工夫に生かせるようにしています。栄養士も週に一度は保育室を回り、子どもの摂食の様子を確認しています。子どもから「美味しかった」と声がかかることもあります。ハロウィン、クリスマス、豆まき等では、子どもが目で見え楽しめる行事食を提供しています。厨房内の衛生管理は会社のマニュアルに基づいて適切に行われています。</p>	

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>保護者とは、送迎時など日常的に子どもの様子を共有するように努めています。1、2歳クラスでは保育アプリを通じてやり取りしています。保育の意図や内容については懇談会や保護者会等で伝えて理解を得るようにしています。必要に応じて、個別面談を設定することもあります。保育のねらいや内容については毎月発行の園だより、クラスだより、給食だより、保健だよりで情報共有しています。翌日のデイリープランについては、各クラスの入口に掲示し保護者が確認しやすくしています。各クラスの活動内容はドキュメンテーションにしてクラス掲示し、行事の様子については1階エントランスホールの靴箱前に貼りだして誰もが確認できるようにしています。保護者との情報交換の内容について必要に応じて記録に取っています。</p>	
A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>保育士は、保護者支援として、日々のコミュニケーションをとることが大切と考え積極的に話しかけるなど意識して関わっています。保護者から相談を受けた際は、園全体のこととしてとらえ、相談に応じる体制があります。相談の日時など保護者の都合に合わせて設定し、相談の内容により相手を選ぶこともできます。食事に関することは年1回開催の試食会では栄養士が対応することもできます。また、年2回保育参加があり、保育の様子を把握したうえで面談を設定することもできます。面談では職員は複数名で対応し、1名は記録係となります。相談内容の記録は事務所の鍵付き書棚にて保管しています。相談を受けた保育士が適切に対応できるよう、園長、主任から随時助言・指導を行っています。</p>	
	第三者評価結果
【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
<p><コメント></p> <p>日々子どもとのやり取りや子どもの様子、健康チェック等に配慮し、子どもの心身の状態、家庭での養育状況の把握に努めています。子どもに権利侵害の兆候が見られた際は、園長、主任へ報告し対応を相談します。気になる状態の場合は様子を写真に撮り、昼礼等で職員に周知します。職員に対し、法人が作成した職員ハンドブックの中で、虐待について記し対応のフロー図を掲載して対応しやすくしています。また、園では虐待等権利侵害を発見した場合の対応マニュアルを備え、マニュアルに基づく園内研修を年1回開催しています。今後、児童相談所との連携を図り虐待への理解、対応の研修をさらに充実させていくことが期待されます。</p>	

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
【A20】 A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b
<p><コメント></p> <p>保育の年間指導計画、月案、日案には振り返りの欄があり日々の保育について保育士が振り返りしやすくなっています。日々の昼礼やクラス会議、保育の中でも職員同士やり取りし評価することで気づきや学びがあります。日々の保育の中で、その日のリーダーは自分の動き、子どもへの働きかけ、声掛けなどについて振り返りを行いクラスで話し合って次へ繋げるようにしています。また、年1回、全員がチェックリストに沿って振り返りをしています。保育実践の評価に当たっては、子どもの活動やその結果だけでなく、母子分離で泣いていた子が笑顔で分離できるようになるなど心の育ち等にも配慮しています。自己評価は互いの学びや意識の向上に繋がり、保育士から子どもへの言葉がけや対応が「問題では？」と思われる時は、「変えていこう」と率直に話し合っています。保育士の自己評価は園長が取りまとめ、保育園全体の評価として事業報告にて周知しています。今後、さらに自己評価が互いの意識向上に繋がるよう取り組んでいくことが期待されます。</p>	

利用者（園児）家族アンケート 分析

- 1、実施期間 2024年11月18日～11月29日
- 2、実施方法 ①保育園から全園児の保護者に直接配付（手渡し）し、回答を依頼。
②各保護者より、保育園設置の鍵付き回収箱に入れる、または返信用封筒で評価機関にあてて無記名で返送。
- 3、回収率 75.6%（45枚配付、34枚回収）
- 4、所属クラス 1歳児クラス…9人、2歳児クラス…8人、3歳児クラス…7人、
4歳児クラス…5人、5歳児クラス…5人

※文中の「満足」「満足度」は、「満足」・「どちらかといえば満足」の回答を合計した数値、「不満」は、「不満」・「どちらかといえば不満」の回答を合計した数値です。

○園の保育目標、保育方針を「よく知っている」「まあ知っている」と答えた保護者の割合は合わせて76.5%で、その中の「賛同できる」「まあ賛同できる」に答えた方は92.3%でした。

○満足度の割合が高かった項目（上位3位）は以下のとおりです。

- ・問4（日常の保育内容）「クラスの活動や遊びについて（お子さんが満足しているかなど）」が100.0%です。
- ・問6（園と保護者との連携・交流）「園の行事の開催日や時間帯への配慮について」、問7（職員の対応）「あなたのお子さんが大切にされているかについて」など3項目、計4項目が97.1%です。
- ・問2（入園時の状況）「費用やきまりに関する説明について」、問4（日常の保育内容）「お子さんの体調への気配りについて」などの3項目、問5（園の快適さや安全対策）「施設設備について」の計5項目が94.1%です。

○一方、不満の割合が比較的高かった項目は、問6「送り迎えの際のお子さんの様子に関する情報交換について」が29.4%です。

○総合的な満足度は、「満足」52.9%と「どちらかと言えば満足」47.1%を合わせて100.0%となっています。

○自由意見欄には、「園の雰囲気が良い」「先生方が愛情を持って接してくれている」「安心して子どもを預けられる」など感謝の声が多くある一方、お子さんの様子に関する情報交換等について様々なご意見がありました。

利用者（園児）家族アンケート集計結果

実施期間：2024年11月18日～11月29日

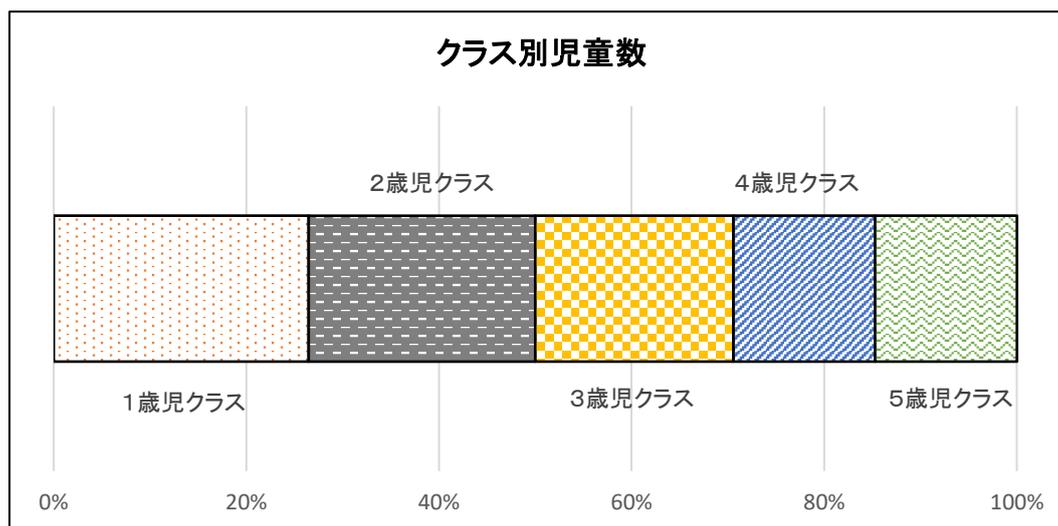
回収率：75.6%（回収34枚／配付45枚）

【属性】

クラス別児童数 (人)

合計	0歳児クラス	1歳児クラス	2歳児クラス	3歳児クラス	4歳児クラス	5歳児クラス	無回答
34	-	9	8	7	5	5	0

※同一家族で複数名が園に在籍の場合は、下の子どものクラスで記入

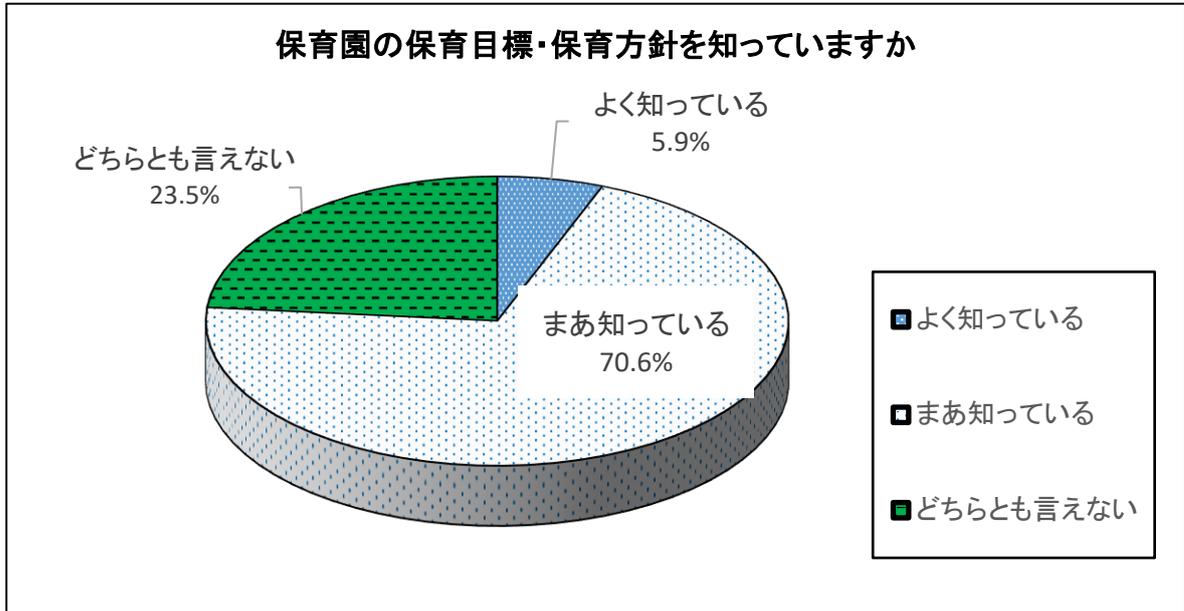


■ 保育園の基本理念や基本方針について

問1 保育園の保育目標・保育方針を知っていますか。

問1:	よく知っている	まあ知っている	どちらとも言えない	あまり知らない	まったく知らない	無回答	計
あなたは、この園の保育目標・保育方針をご存じですか	5.9%	70.6%	23.5%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

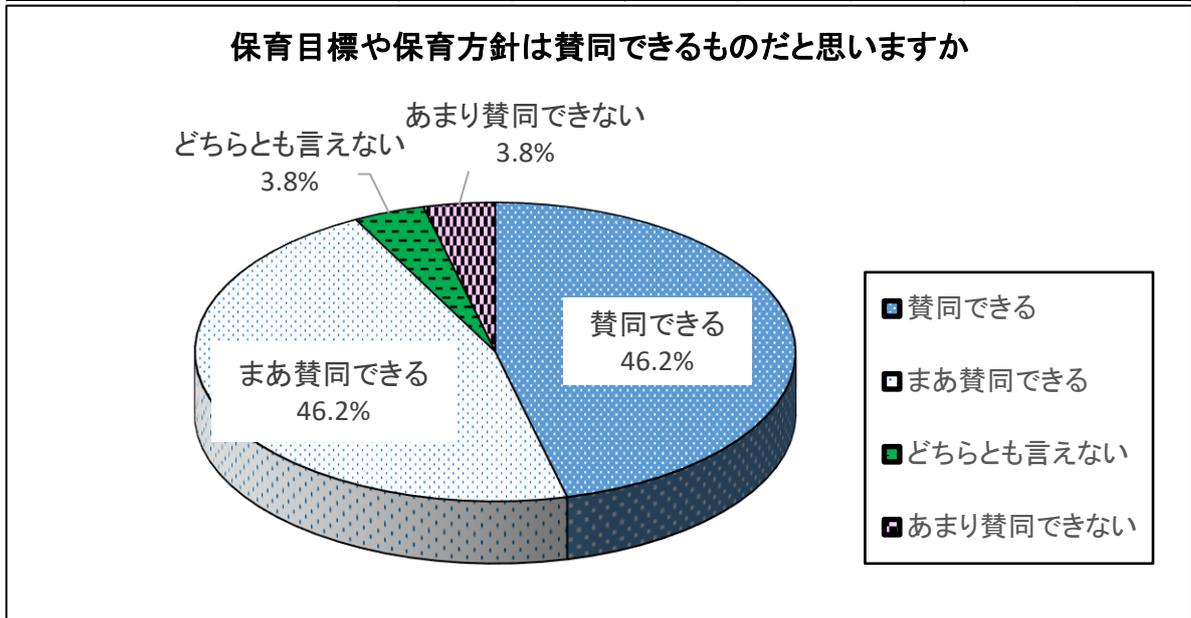
(%は小数第1位まで表示し、合計の小数第1位を四捨五入すると100%になります。)



「よく知っている」「まあ知っている」と答えた方への付問

付問1 その保育目標や保育方針は賛同できるものだと思いますか。

付問1:	賛同できる	まあ賛同できる	どちらとも言えない	あまり賛同できない	賛同できない	無回答	計
あなたは、その保育目標や保育方針は賛同できるものだと思いますか	46.2%	46.2%	3.8%	3.8%	0.0%	0.0%	100.0%

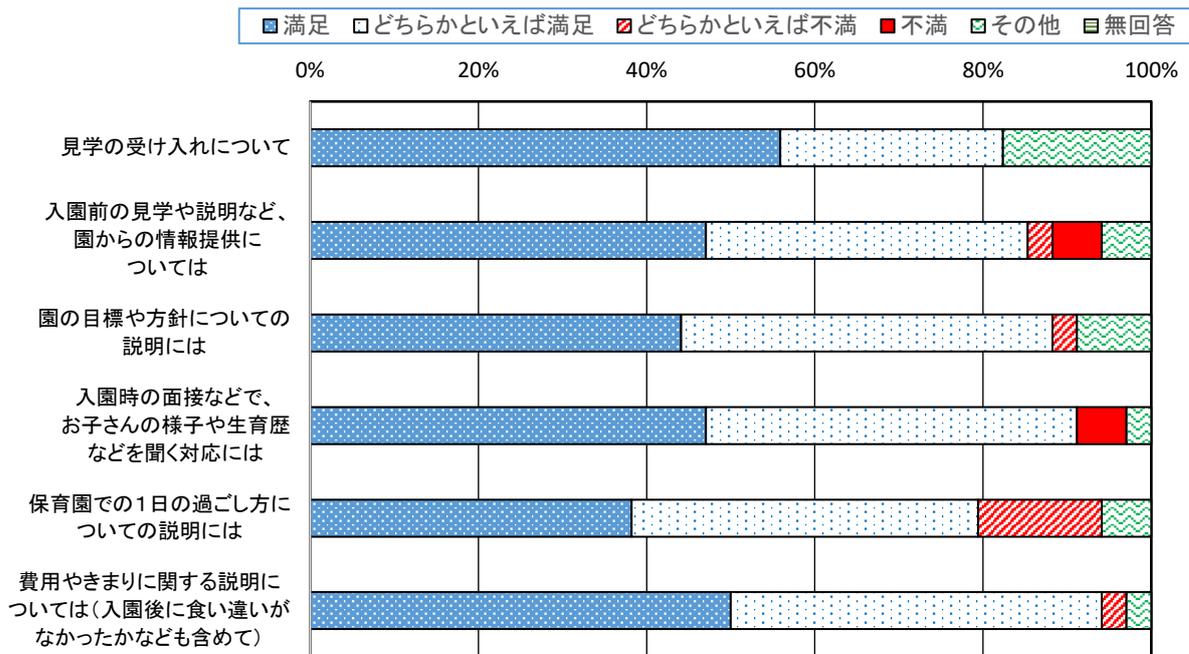


■ 保育園のサービス内容について

問2 お子さんが入園する時の状況についてうかがいます。それぞれの項目について満足度をお答えください。

	満足	どちらかといえば満足	どちらかといえば不満	不満	その他	無回答	計
見学の受け入れについて	55.9%	26.5%	0.0%	0.0%	17.6%	0.0%	100.0%
入園前の見学や説明など、園からの情報提供については	47.1%	38.2%	2.9%	5.9%	5.9%	0.0%	100.0%
園の目標や方針についての説明には	44.1%	44.1%	2.9%	0.0%	8.8%	0.0%	100.0%
入園時の面接などで、お子さんの様子や生育歴などを聞く対応には	47.1%	44.1%	0.0%	5.9%	2.9%	0.0%	100.0%
保育園での1日の過ごし方についての説明には	38.2%	41.2%	14.7%	0.0%	5.9%	0.0%	100.0%
費用やきまりに関する説明については(入園後に食い違いがなかったかなども含めて)	50.0%	44.1%	2.9%	0.0%	2.9%	0.0%	100.0%

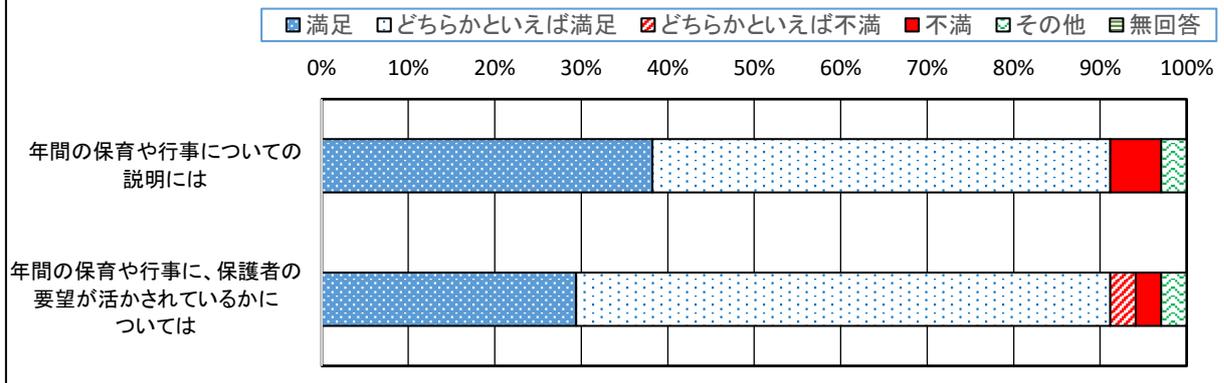
入園時の状況について



問3 保育園に関する年間の計画についてうかがいます。それぞれの項目について満足度をお答えください。

	満足	どちらかといえば満足	どちらかといえば不満	不満	その他	無回答	計
年間の保育や行事についての説明には	38.2%	52.9%	0.0%	5.9%	2.9%	0.0%	100.0%
年間の保育や行事に、保護者の要望が活かされているかについては	29.4%	61.8%	2.9%	2.9%	2.9%	0.0%	100.0%

年間の計画について



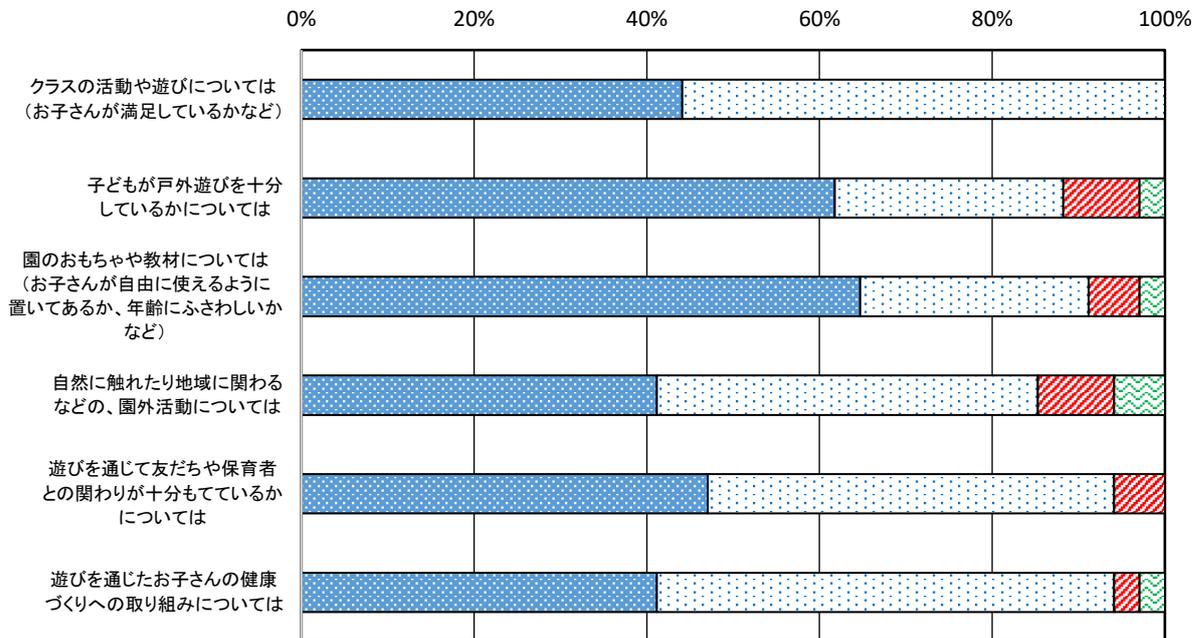
問4 日常の保育内容についてうかがいます。それぞれの項目について満足度をお答えください。

●「遊び」について

	満足	どちらかといえば満足	どちらかといえば不満	不満	その他	無回答	計
クラスの活動や遊びについては(お子さんが満足しているかなど)	44.1%	55.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
子どもが戸外遊びを十分しているかについては	61.8%	26.5%	8.8%	0.0%	2.9%	0.0%	100.0%
園のおもちゃや教材については(お子さんが自由に使えるように置いてあるか、年齢にふさわしいかなど)	64.7%	26.5%	5.9%	0.0%	2.9%	0.0%	100.0%
自然に触れたり地域に関わるなどの、園外活動については	41.2%	44.1%	8.8%	0.0%	5.9%	0.0%	100.0%
遊びを通じて友だちや保育者との関わりが十分もてているかについては	47.1%	47.1%	5.9%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
遊びを通じたお子さんの健康づくりへの取り組みについては	41.2%	52.9%	2.9%	0.0%	2.9%	0.0%	100.0%

日常の保育内容「遊び」について

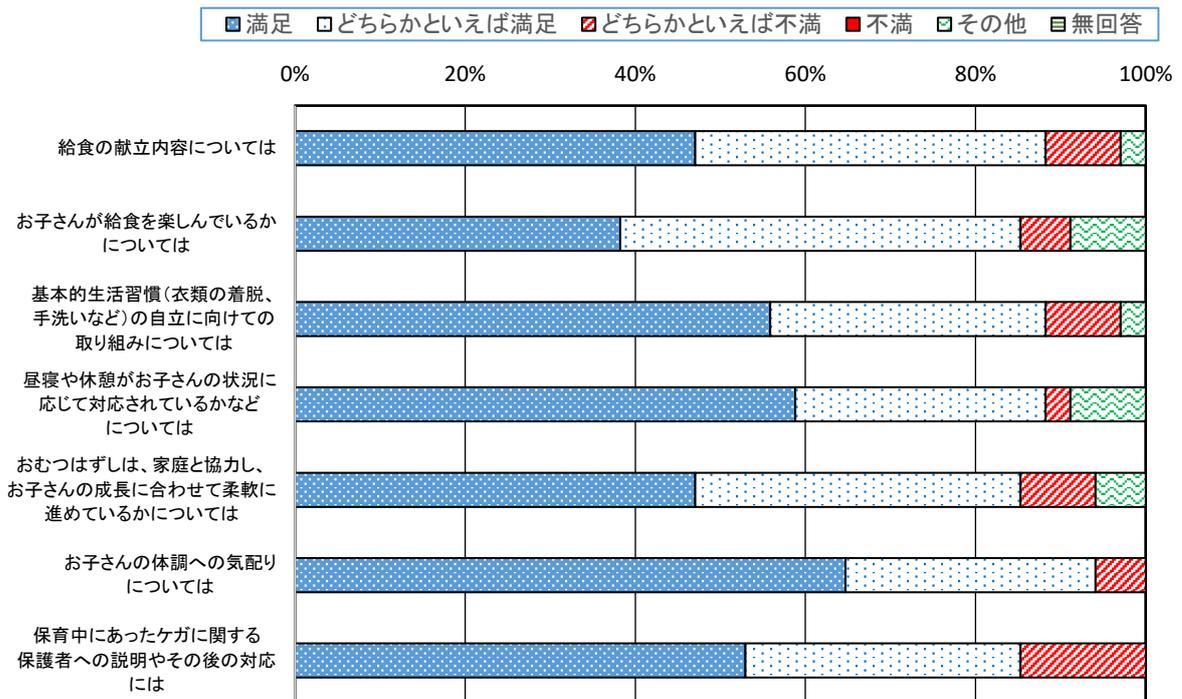
■満足 □どちらかといえば満足 ▨どちらかといえば不満 ■不満 ▨その他 目無回答



●「生活」について

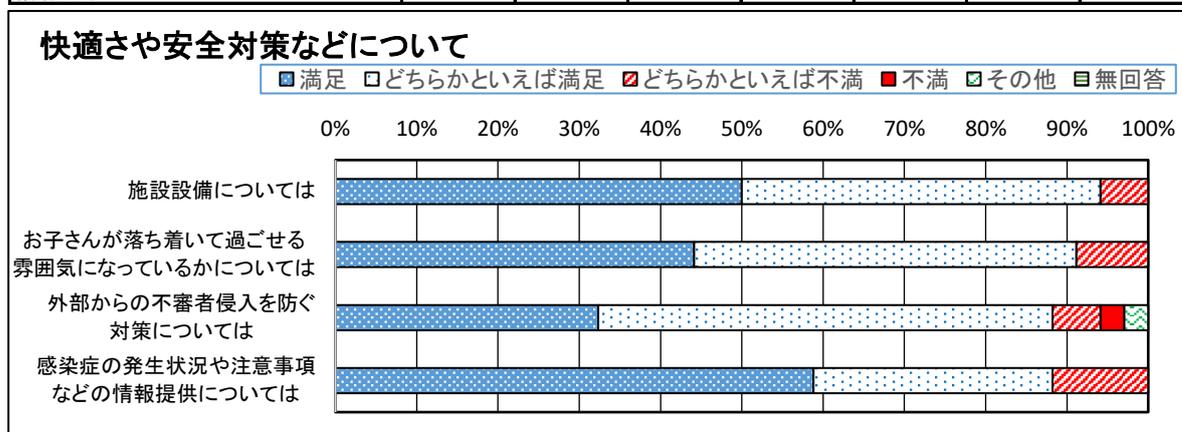
	満足	どちらかといえば満足	どちらかといえば不満	不満	その他	無回答	計
給食の献立内容については	47.1%	41.2%	8.8%	0.0%	2.9%	0.0%	100.0%
お子さんが給食を楽しんでいるかについては	38.2%	47.1%	5.9%	0.0%	8.8%	0.0%	100.0%
基本的な生活習慣(衣類の着脱、手洗いなど)の自立に向けての取り組みについては	55.9%	32.4%	8.8%	0.0%	2.9%	0.0%	100.0%
屋寝や休憩がお子さんの状況に応じて対応されているかなどについては	58.8%	29.4%	2.9%	0.0%	8.8%	0.0%	100.0%
おむつはずしは、家庭と協力し、お子さんの成長に合わせて柔軟に進めているかについては	47.1%	38.2%	8.8%	0.0%	5.9%	0.0%	100.0%
お子さんの体調への気配りについては	64.7%	29.4%	5.9%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
保育中であつたケガに関する保護者への説明やその後の対応には	52.9%	32.4%	14.7%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

日常の保育内容「生活」について



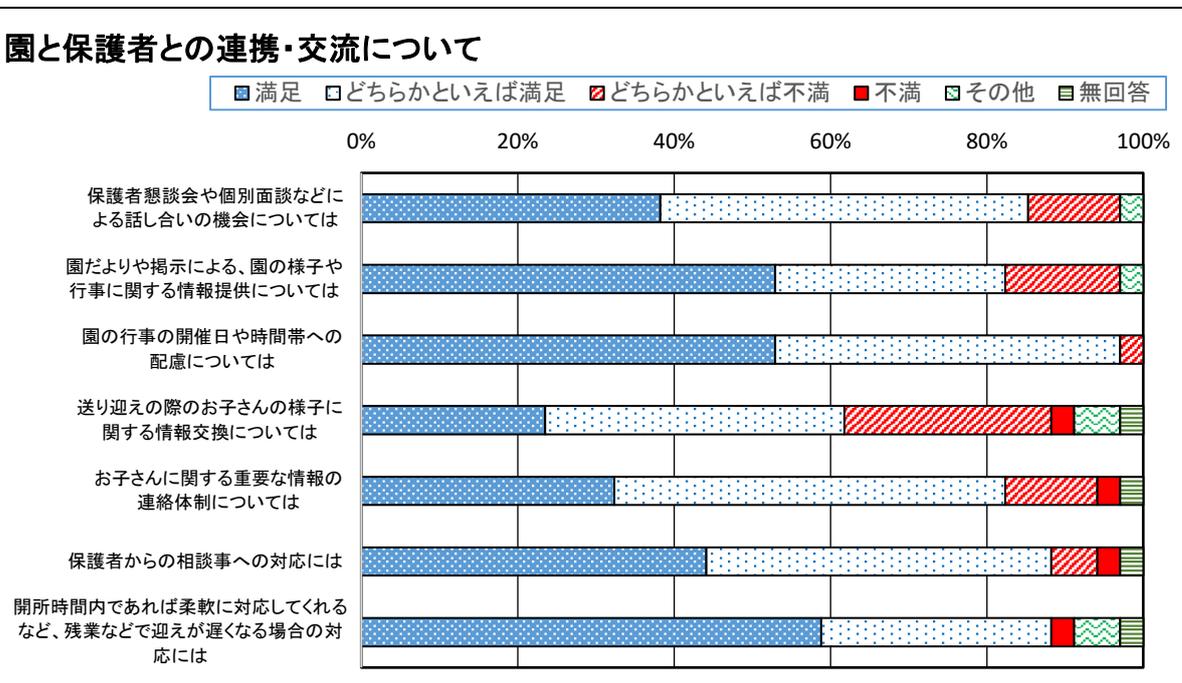
問5 保育園の快適さや安全対策などについてうかがいます。それぞれの項目について満足度をお答えください。

	満足	どちらかといえば満足	どちらかといえば不満	不満	その他	無回答	計
施設設備については	50.0%	44.1%	5.9%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
お子さんが落ち着いて過ごせる雰囲気になっているかについては	44.1%	47.1%	8.8%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
外部からの不審者侵入を防ぐ対策については	32.4%	55.9%	5.9%	2.9%	2.9%	0.0%	100.0%
感染症の発生状況や注意事項などの情報提供については	58.8%	29.4%	11.8%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%



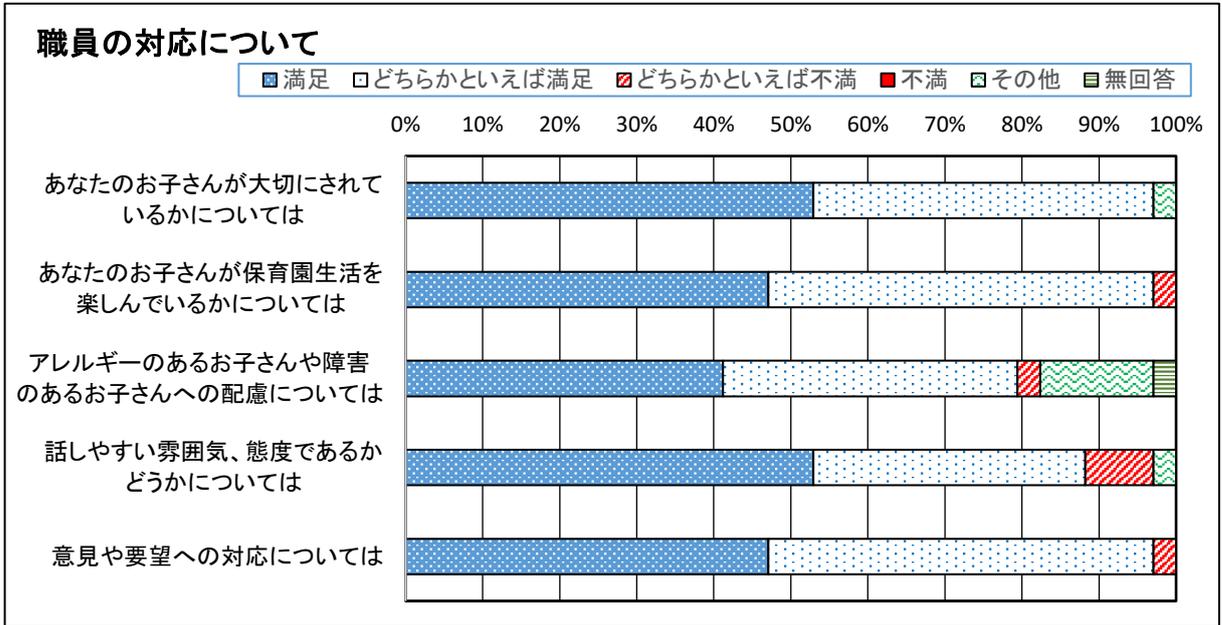
問6 園と保護者との連携・交流についてうかがいます。それぞれの項目について満足度をお答えください。

	満足	どちらかといえば満足	どちらかといえば不満	不満	その他	無回答	計
保護者懇談会や個別面談などによる話し合いの機会については	38.2%	47.1%	11.8%	0.0%	2.9%	0.0%	100.0%
園だよりや掲示による、園の様子や行事に関する情報提供については	52.9%	29.4%	14.7%	0.0%	2.9%	0.0%	100.0%
園の行事の開催日や時間帯への配慮については	52.9%	44.1%	2.9%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
送り迎えの際のお子さんの様子に関する情報交換については	23.5%	38.2%	26.5%	2.9%	5.9%	2.9%	100.0%
お子さんに関する重要な情報の連絡体制については	32.4%	50.0%	11.8%	2.9%	0.0%	2.9%	100.0%
保護者からの相談事への対応には	44.1%	44.1%	5.9%	2.9%	0.0%	2.9%	100.0%
開所時間内であれば柔軟に対応してくれるなど、残業などで迎えが遅くなる場合の対応には	58.8%	29.4%	0.0%	2.9%	5.9%	2.9%	100.0%



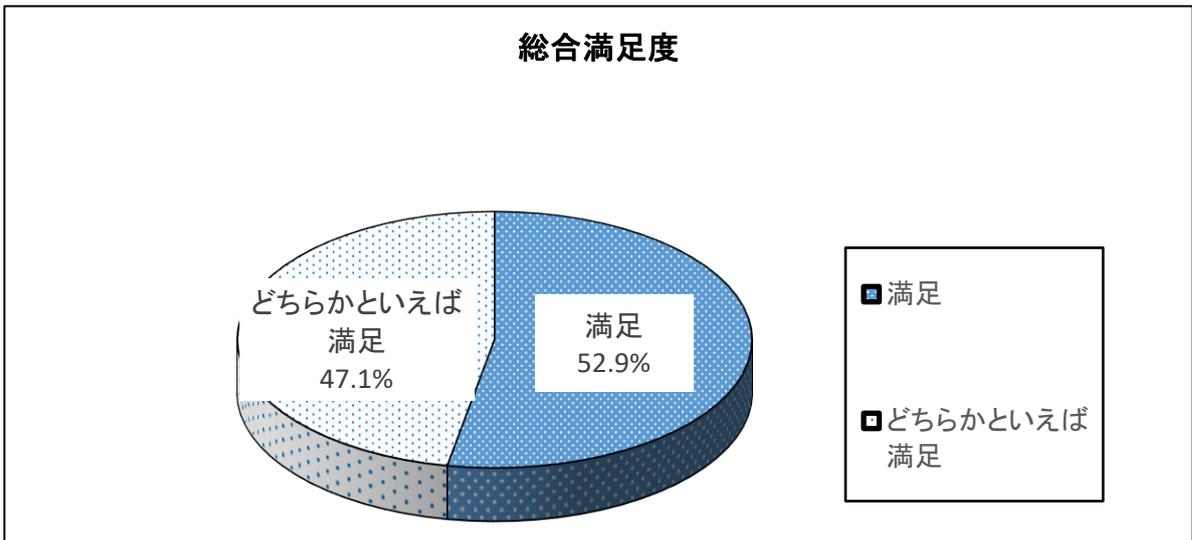
問7 職員の対応についてうかがいます。それぞれの項目について満足度をお答えください。

	満足	どちらかといえば満足	どちらかといえば不満	不満	その他	無回答	計
あなたのお子さんが大切にされているかについては	52.9%	44.1%	0.0%	0.0%	2.9%	0.0%	100.0%
あなたのお子さんが保育園生活を楽しんでいるかについては	47.1%	50.0%	2.9%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
アレルギーのあるお子さんや障害のあるお子さんへの配慮については	41.2%	38.2%	2.9%	0.0%	14.7%	2.9%	100.0%
話しやすい雰囲気、態度であるかどうかについては	52.9%	35.3%	8.8%	0.0%	2.9%	0.0%	100.0%
意見や要望への対応については	47.1%	50.0%	2.9%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%



問8 保育園を総合的に評価すると、どの程度満足していますか。

	満足	どちらかといえば満足	どちらかといえば不満	不満	無回答	計
総合満足度は	52.9%	47.1%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%



～ 評価結果は、下記のウェブサイトからもご覧いただけます ～

●市民セクターよこはまの第三者評価のページ

<https://shimin-sector.jp/project/fukushi-hyouka2016/>

●かながわ福祉サービス第三者評価推進機構のページ

<https://kanagawa-hyouka.com/evaluation>



特定非営利活動法人

市民セクターよこはま

かながわ福祉サービス第三者評価認証機関 第4号

横浜市福祉サービス第三者評価指定機関 第4号

〒231-0007 横浜市中区弁天通6-81 コーケンキャピタルビル2階C号室

TEL : 045-222-6501 FAX : 045-222-6502 <https://shimin-sector.jp/>